

## 令和5年10月 住之江工場の月間運転状況

号炉	炉別焼却量 (単位：トン)	合計焼却量 (単位：トン)	燃焼室ガス温度 (1か月の平均) (単位：℃) ※1	集じん器前ガス温度 (1か月の平均) (単位：℃) ※2	排ガス中のCO濃度 (1か月の平均) (O2 12%換算) (単位：ppm) ※3
1号炉	6,176.81	12,365.40	984	159	4
2号炉	6,188.59		975	166	8

※1 燃焼室ガス温度の測定位置は、燃焼室の上部です。

※2 集じん器前ガス温度の測定位置は、ろ過式集じん器前です。

※3 排ガス中のCO濃度の測定位置は、触媒脱硝装置出口です。

## 令和5年10月 住之江工場のばいじんの除去作業状況

号炉	作業日	作業内容
1号炉	1日～31日	ボイラーストブロー（2回/日）
2号炉	1日～31日	ボイラーストブロー（2回/日）

## 令和5年度 住之江工場の排ガス測定結果

## 排ガス測定結果

項目	単位	排出基準 (管理値)	測定炉	測定結果				
				測定値				
排ガス中の塩化水素濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算)	mg/m <sup>3</sup> N	16.27	1号炉	測定値	0.497	0.604	0.720	0.503
				採取日	令和5年4月14日	令和5年6月1日	令和5年8月7日	令和5年10月24日
				結果の得られた日	令和5年4月27日	令和5年6月14日	令和5年8月28日	令和5年11月13日
			2号炉	測定値	0.664	0.608	0.360	0.480
				採取日	令和5年4月14日	令和5年6月1日	令和5年8月7日	令和5年10月25日
				結果の得られた日	令和5年4月27日	令和5年6月14日	令和5年8月28日	令和5年11月13日
排ガス中の硫黄酸化物量	m <sup>3</sup> /h	0.804	1号炉	測定値	0.0103	0.0100	0.0098	0.0100
				採取日	令和5年4月14日	令和5年6月1日	令和5年8月7日	令和5年10月24日
				結果の得られた日	令和5年4月27日	令和5年6月14日	令和5年8月28日	令和5年11月13日
			2号炉	測定値	0.0101	0.0097	0.0090	0.0102
				採取日	令和5年4月14日	令和5年6月1日	令和5年8月7日	令和5年10月25日
				結果の得られた日	令和5年4月27日	令和5年6月14日	令和5年8月28日	令和5年11月13日
合計	0.0204	0.0197	0.0188	0.0202				
排ガス中の窒素酸化物量	m <sup>3</sup> /h	2.008	1号炉	測定値	0.616	0.500	0.163	0.534
				採取日	令和5年4月14日	令和5年6月1日	令和5年8月7日	令和5年10月24日
				結果の得られた日	令和5年4月27日	令和5年6月14日	令和5年8月28日	令和5年11月13日
			2号炉	測定値	0.838	0.291	0.330	0.712
				採取日	令和5年4月14日	令和5年6月1日	令和5年8月7日	令和5年10月25日
				結果の得られた日	令和5年4月27日	令和5年6月14日	令和5年8月28日	令和5年11月13日
合計	1.454	0.791	0.493	1.246				
排ガス中の窒素酸化物濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算)	ppm	20	1号炉	測定値	11.17	9.06	3.00	10.07
				採取日	令和5年4月14日	令和5年6月1日	令和5年8月7日	令和5年10月24日
				結果の得られた日	令和5年4月27日	令和5年6月14日	令和5年8月28日	令和5年11月13日
			2号炉	測定値	15.1	5.47	6.60	12.60
				採取日	令和5年4月14日	令和5年6月1日	令和5年8月7日	令和5年10月25日
				結果の得られた日	令和5年4月27日	令和5年6月14日	令和5年8月28日	令和5年11月13日
排ガス中のばいじん濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算)	g/m <sup>3</sup> N	0.01	1号炉	測定値	※ <sub>1</sub>	※ <sub>1</sub>	※ <sub>1</sub>	※ <sub>1</sub>
				採取日	令和5年4月14日	令和5年6月1日	令和5年8月7日	令和5年10月24日
				結果の得られた日	令和5年4月27日	令和5年6月14日	令和5年8月28日	令和5年11月13日
			2号炉	測定値	※ <sub>1</sub>	※ <sub>1</sub>	※ <sub>1</sub>	※ <sub>1</sub>
				採取日	令和5年4月14日	令和5年6月1日	令和5年8月7日	令和5年10月25日
				結果の得られた日	令和5年4月27日	令和5年6月14日	令和5年8月28日	令和5年11月13日

※<sub>1</sub> 定量下限（各項目の分析方法において、正確に量の把握ができる最小の量または濃度）未満であることを表しています。

※<sub>2</sub> いずれかの炉の測定結果が定量下限未満であるため、正確な量の把握ができないことを表しています。

排ガス採取位置：排ガスの採取位置は煙突です。

O<sub>2</sub> 12%換算：関係法令により、廃棄物焼却炉においては、酸素濃度12%の状態に補正した濃度とするよう定められています。

m<sup>3</sup>N（立方メートルノルマル）：0℃1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位。

排出基準：大気汚染防止法に基づいています。

管理値：工場周辺環境に及ぼす影響を低減させるため、法律等に基づく排出基準とは別に、定めた値であり、この値を上回らないよう日々の運転管理に努めています。

## 令和5年度 住之江工場のごみ焼却余熱による電気利用量

項目	単位	運転月											合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
発電電力量	kWh	7,224,800	8,107,300	5,514,000	6,785,800	8,169,500	7,941,500	8,136,500						
売電電力量	kWh	5,455,600	6,179,940	3,978,750	4,916,200	6,126,620	5,996,350	6,159,080						
工場内消費電力量	kWh	1,684,860	1,827,900	1,515,340	1,750,390	1,946,020	1,848,550	1,881,080						

## 令和5年度 住之江工場のダイオキシン類測定結果

項目	排ガス中のダイオキシン類濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算)			ばいじん中のダイオキシン類濃度 (共通)			焼却灰中のダイオキシン類濃度			排水中のダイオキシン類濃度		
	測定値	採取日	結果の 得られた日	測定値	採取日	結果の 得られた日	測定値	採取日	結果の 得られた日	測定値	採取日	結果の 得られた日
単位	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N			ng-TEQ/g			ng-TEQ/g			pg-TEQ/L		
排出基準 (管理値)	0.1 以下 (0.05 以下)			3 以下 (1 以下)			3 以下			10 以下		
測定炉	測定値	採取日	結果の 得られた日	測定値	採取日	結果の 得られた日	測定値	採取日	結果の 得られた日	測定値	採取日	結果の 得られた日
1号炉	0.000000019	令和5年10月24日	令和5年11月13日	0.7	令和5年10月25日	令和5年11月13日	0.0037	令和5年10月25日	令和5年11月13日	0.0039	令和5年10月25日	令和5年11月13日
2号炉	0.000000023	令和5年10月25日	令和5年11月13日				0.00099	令和5年10月25日	令和5年11月13日			

ダイオキシン類：ここでいうダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいいます。

ng (ナノグラム)：10億分の1gを表す単位

pg (ピコグラム)：1兆分の1gを表す単位

TEQ：多くの異性体から成るダイオキシン類の毒性の強さを表す記号です。

最も毒性の強い異性体である2,3,7,8-TCDDの毒性を1とし、他の異性体にそれを基準とした係数(毒性等価係数：TEF)を定め、それぞれの異性体の実測濃度にその係数を掛けて得られた合計値を意味します。

なお、TEFには、世界保健機関によって2006年に提案された、WHO-TEFを採用しています。

O<sub>2</sub> 12%換算：関係法令により、廃棄物焼却炉においては、酸素濃度12%の状態に補正した濃度とするよう定められています。

ばいじん中のダイオキシン類濃度欄の"共通"：1号炉・2号炉焼却炉から発生するばいじんを集合して、薬剤処理を行います。これは、「環境省令により定められた方法」に該当します。

m<sup>3</sup>N (立方メートルノルマル)：0°C 1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位。

排出基準：ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法に基づいています。

排ガス採取位置：排ガスの採取位置は各炉の煙突です。

管理値：工場周辺環境に及ぼす影響を低減させるため、法律等に基づく排出基準とは別に、定めた値であり、この値を上回らないよう日々の運転管理に努めています。